

小瀬川河川整備アドバイザー会議 公開規定（案）

（目的）

第１条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）規約第６条に基づき、会議の公開方法等を定めるものである。

（会議開催の周知）

第２条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ホームページ（以下「ＨＰ」という。）により一般に周知する。

（会議の公開）

第３条 会議は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

- ２ 会議で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
- ３ 事務局は懇談会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ＨＰにて公表する。

（その他）

第４条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規定は令和２年２月１９日から施行する。

一部改正、令和６年１０月１６日